入管庁管第 3155 号 開発 0729 第 4 号 令和 3 年 7 月 29 日

外国人技能実習機構理事長 殿

出入国在留管理庁次長 (公印省略) 厚生労働省人材開発統括官 (公印省略)

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

技能実習制度運用要領について、今般、別紙のとおり改正したので、貴機構におかれては、今後の業務の運営に当たり十分に御留意いただくとともに、監理団体及び実習実施者に周知されたい。なお、主な改正点は下記のとおり。

記

- 第1 優良な実習実施者の基準について
  - 1 概要

優良な実習実施者の認定の基準に係る配点表のうち「3技能実習生の待遇」の項目 に「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」を追加するもの。

- 2 加点の基準
  - 次の(1)及び(2)のいずれにも又は(3)に該当する宿泊施設を確保した上で、受け入れている全ての技能実習生に個室を確保している場合(ただし、個室化を図る上で、技能実習生が意に反して転居することや同意がないままに居住費の負担が増すことは認められない。)
  - (1)本人のみが利用する個室(4.5 m以上)を確保し、当該個室が「寝室」の要件を満たすものであること。
    - ※ リビング、ダイニング、バス、トイレ等を共有する住居に複数人が居住する場合は、これら以外の居室を本人のみが利用できる(例:3LDKであればリビング、ダイニングを除く3部屋に1名ずつが居住する)居室が確保されていることが必要。
  - (2) 技能実習責任者の責任の下、感染症予防対策を徹底していること。
    - ※ 毎日の検温(記録を含む。)、アルコール消毒液の設置、ダイニングにアクリル板やビニールカーテンの設置など。

(3)技能実習生が自らの意思で住居を選び、自ら貸主と賃貸借契約を締結している場合であって、当該住居が上記(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、実習実施者が賃料の20%以上の住宅手当の支給など経済的な補助を行っていること。

## 3 配点

「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」について「5点」とする。

- ※ ただし、「3技能実習生の待遇」の項目で加点できる最大点数は10点となるため、3項目の合計が10点を超える場合であっても、10点として計上する。
- 4 確認対象の書類

上記2について、改正後の優良要件適合申告書(参考様式1-24号)に加え、以下の書類により確認を行う。

- ・ 在籍する全ての技能実習生について個室が確保されていることを明らかにする 資料(これまでの技能実習計画認定申請時に提出した「雇用契約書及び雇用条件 書」や宿泊施設の見取り図など(本申請に併せて行われる技能実習計画の認定に係 る申請書類を除く。))。
  - \*今次申請を行う技能実習計画以外に既に在籍する技能実習生がいる場合

# 第2 優良な監理団体の基準について

## 1 概要

優良な監理団体の認定の基準に係る配点表のうち「④相談・支援体制」の項目に「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」を追加するもの。

#### 2 加点の基準

入国後講習時又は実習時の宿泊施設の確保に関し、次の(1)又は(2)のいずれ かの取組を行っている場合

- (1)次のいずれにも該当する入国後講習時の宿泊施設を確保した上で、受け入れる全ての技能実習生に個室を確保する場合
  - ア 本人のみが利用する個室(4.5 m<sup>2</sup>以上)を確保し、当該個室が「寝室」の要件を 満たすものであること。
    - ※ リビング、ダイニング、バス、トイレ等を共有する寮に居住する場合は、本人のみが利用できる居室が確保されていることが必要。また、入国後講習時の宿泊施設として、実習実施者が確保した宿泊施設を使用(例:監理団体が確保した寮に居住せずに実習実施者の宿泊施設から入国後講習施設に通勤)する場合には、技能実習生を受け入れる全ての実習実施者について、優良な実習実施者の要件(技能実習生の住環境の向上に向けた取組)を満たすものであることが必要。
  - イ 監理責任者の責任の下、感染症予防対策を徹底していること。
    - ※ 毎日の検温(記録を含む。)、アルコール消毒液の設置、ダイニングにアクリル板やビニールカーテンの設置など。
- (2) 実習時の宿泊施設に関し、実習実施者等に対し、次のいずれかの支援を行い、 当該実習実施者が優良な実習実施者の要件の中「③技能実習生の待遇(Ⅲ技能実

習生の住環境の向上に向けた取組)」の加点対象となった場合

- ア 監理団体が確保している物件(本人のみが利用する個室が確保されているものに限る。)を技能実習生の実習中の宿泊施設として実習実施者又は技能実習生に貸与していること。
- イ 本人のみが利用する個室の確保ができる借上物件を探している実習実施者又は 技能実習生の相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介すること(実際に借上げ に至った場合に限る。)。
- ウ 技能実習生が自らの意思で住居(本人のみが利用する個室が確保されているものに限る。)を選び、自ら貸主と賃貸借契約を締結する場合に連帯保証人となる 又は家賃債務保証業者を確保すること。

## 3 配点

「技能実習生の住環境の向上に向けた取組」について、上記2(1)及び(2) それぞれの配点は以下のとおり。

## (旧配点)

•有:(1) 2点/(2) 2点

## (新配点)

- ·有:(1) 5点/(2) 5点
- ※ ただし、「4相談・支援体制」の項目で加点できる最大点数は、新配点の場合は45点、旧配点の場合は15点となるため、4項目の合計が最大点数を超える場合であっても、新配点の場合は45点、旧配点の場合は15点として計上する。

## 4 確認対象の書類

上記2について、改正後の優良要件適合申告書(参考様式2-14号)に加え、以下の書類により確認を行う。

- ・ 入国後講習時又は実習時の宿泊施設が加点対象となることを明らかにする資料 (見取り図や施設のパンフレットなど)
  - \*上記2(1)を加点対象として申告する場合
- ・ 実習実施者に貸与している物件、相談・紹介により借上げに至った宿泊施設が 加点対象となること又は連帯保証人や家賃債務保証業者を確保したことを明らか にする資料(宿泊施設の見取り図、賃貸借契約書など)
  - \*上記2(2)を加点対象として申告する場合
- ※ 少なくとも一つの実習実施者において受け入れている全ての技能実習生の宿泊 施設に関する資料が必要となる。

以上